

一般社団法人 NKB 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 NKB と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日本の音楽の発展に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 主に音楽に関する芸術作品の収集所蔵
2. 主に音楽に関する芸術作品の製作
3. 所蔵作品の流布および販売

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、社員総会および理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(社員の資格)

第6条 社員は当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入社)

第7条 当法人の成立後社員となるには、社員総会の決議を得なければならない。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、退社の申し出は1ヶ月以上前にしなければならない。

前項にかかげる場合のほか、社員は次に掲げる事由によって退社する。

1. 総社員の同意
2. 死亡又は社員である団体の解散
3. 成年被後見人又は被保佐人になったとき
4. 除名

第3章 社員総会

(社員総会の決議事項)

第9条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬などの額の決定
4. 計算書類などの承認
5. 定款の変更
6. 解散
7. 上記の他、法令又は定款により社員総会で決議するものと定められた事項

(招集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎時業年度末日の翌日から2ヶ月以内に召集し、臨時社員総会はその必要がある場合に召集する。

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議により理事長がこれを召集する。理事長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序によりほかの理事がこれを召集する。

社員総会を招集するには、会日の1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

(召集手続きの省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、召集の手続きを経ずに開くことができる。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故もしくは支障があるときは、副理事長がこれに代わる。

理事長、副理事長共に事故もしくは支障があるときは、理事会において定めた順序により他の理事が議長となる。

(決議方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 社員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更

4．解散

5．その他法令で定められた事項

(社員総会決議の省略)

第14条 社員総会の決議の目的である事項について、理事又は社員から提案があった場合において、当該提案につき全ての社員が、書面によって同意した時は、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第15条 社員又はその法定代理人は、当法人の議決権を有する社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には社員総会ごとに代理権を証する書面等を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、代表理事および監事

(員数)

第17条 当法人の理事は、3名以上10名以内とする。

(理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事の選任)

第19条 当法人の理事は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって選任する。

(理事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同

と一する。

(代表理事)

第21条 当法人に理事長1名、副理事長1名を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般法人法という)における代表理事とする。

理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務(ただし、代表理事の職務を除く)を代行する。

(監事の員数)

第22条 当法人の監事は、3名以内とする。

(監事の選任方法)

第23条 当法人の監事は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって選任する。

(報酬など)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(召集)

第25条 理事会は理事長がこれを召集し、会日の1週間前までに各理事及び監事に対して召集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

理事長に事故又は支障があるときは、副理事長が理事会を召集する。

本法人の理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とし、通常理事会は毎事業年度に2回開催(ただし、4ヶ月を超える間隔で開催)し、理事長および副理事長は、己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

臨時理事会は、必要に応じて召集する。

(召集手続きの省略)

第26条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故もしくは支障があるときは、副理事長がこれに代わる。

理事長、副理事長共に事故もしくは支障があるときは、理事会において定

めた順序により他の理事が議長となる。

(決議方法)

第28条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会決議の省略)

第29条 理事が理事会の決議の目的たる事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面によって同意した時(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第30条 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長、出席理事及び監事が署名又は記名押印して10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出)

第33条 代表理事は、毎事業年度、一般法人法律第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類の備え置き)

第34条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書および事業報告書ならびにこれらの付属明細書(監事の監査報告書を含む)を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第35条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第7章 解散および清算

(解散の事由)

第36条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 社員総会の決議
2. 社員が欠けたこと
3. 合併(合併により当法人が消滅する場合)
4. 破産手続き開始の決定
5. 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が解散した場合には残余財産があるときは、西宮市に帰属する。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成21年12月31日までとする。

(設立時社員の氏名、住所)

第39条 当法人の設立時社員の氏名(名称)、住所は次のとおりである。

兵庫県西宮市門戸西町10番21号

北村 憲昭

大阪府茨木市舟木町16番27号

水原 琢秀

大阪府四条畷市中野本町7番23-909号

北川 啓微

(設立時理事、代表理事及び監事)

第40条 当法人の設立時理事及び代表理事は次のとおりである。

設立時理事(理事長)北村憲昭 (副理事長)水原琢秀 北川啓微

設立時代表理事 兵庫県西宮市門戸西町10番21号

北村 憲昭

設立時監事 久木田 光明

(定款に定めのない事項)

第41条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上 一般社団法人 NKB 設立のため本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 21 年 12 月 15 日

北 村 憲 昭
水 原 琢 秀
北 川 啓 微